

仙台市・宮城県調整会議 運営要綱

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の21の2第1項の規定に基づく指定都市都道府県調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関し、同条第7項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 調整会議の名称は、「仙台市・宮城県調整会議」とする。

(会議)

第3条 調整会議は、宮城県知事及び仙台市長が開催する。

2 調整会議は、公開とする。ただし、第三者の権利や利益、公共の利益を害するおそれがあるなど、公開に支障があると宮城県知事又は仙台市長が判断した場合には、会議を非公開とすることができる。

(事務局)

第4条 調整会議の事務を処理するため、宮城県及び仙台市に事務局を置く。

(経理)

第5条 調整会議に要する経費は、宮城県及び仙台市の負担とする。

2 前項の経費の負担に関し必要な事項は、宮城県及び仙台市の協議によって定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は、宮城県知事及び仙台市長が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。